

○鳩山町水道事業給水条例施行規程

令和5年3月31日企業規程第14号

鳩山町水道事業給水条例施行規程

鳩山町水道事業給水条例施行規程（平成10年企業規程第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、鳩山町水道事業給水条例（昭和43年条例第16号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（町章又は記章）

第2条 水道事業に従事する職員等が水道メーター（以下「メーター」という。）の点検、料金の徴収その他の公務に従事する場合は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）が定める町章又は記章を付した被服を着用する。

（給水装置新設等の工事申込）

第3条 条例第5条及び第8条第2項の規定により給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事の申込みをしようとする者は、給水装置新設等工事申込書（様式第1号）を町長に提出し、設計審査を受けなければならない。

（共同住宅等）

第4条 条例第5条の2第2項に規定する共同住宅等とは、1棟の建物内で2以上の世帯が個別に居住できるように建設され、各戸又は各室間は壁等をもって完全に区画されている建物で、中高層住宅及びアパート等をいう。

（工事の竣工）

第5条 条例第8条第2項の規定により指定給水工事事業者が工事を竣工した場合は、給水装置新設等工事竣工届（様式第2号）を町長に提出し、工事検査を受けなければならない。

2 条例第7条第1項の規定により使用する材料は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に適合したものでなければならない。

（同意書等の提出）

第6条 工事の申込者は、条例第8条第3項の規定により次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。

- （1） 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき 所有者の同意書
- （2） 他人の所有地を通過して給水装置を設置しようとするとき 土地所有者の同意書

(3) その他特別の事由のあるとき利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

(4) 前3号のほか、町長が必要と認める書類

2 工事の申込みにおいて民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、前項第1号及び第2号の規定は、適用しない。

3 前項の場合において、工事の申込者は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書を提出しなければならない。

（給水管及び給水用具）

第7条 条例第9条の規定による給水管及び給水用具の指定並びに工事に関する指示は、給水装置の構造・材質及び工事指示書（様式第3号）による。

2 給水装置には、止水栓きょう、量水器きょう及びその他の附属用具を備えなければならない。

（危険防止の措置）

第8条 給水装置は、水が汚染され、又は漏水のおそれがないよう設計及び施行しなければならない。

2 給水装置の末端の用具及び装置は、逆流を防止することができるもので、かつ、停滞水を生ずるおそれのないものでなければならない。

3 水洗便器に給水する装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破壊装置を備える等、逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのあるところには、これを排除する装置を設けなければならない。

5 止水栓を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。

6 開きよを横断して給水管を配管するときは、伏せ越しによるものとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

7 電しょく又は衝撃のおそれのある所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

8 凍結するおそれのある所に給水管を配管するときは、露出、隠蔽にかかわらず給水管防護の措置を講じなければならない。

9 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある所又は湿度の影響を受けやすい所に給水管を配管するときは、防食の措置その他必要な措置を講じなければならない。

10 前各項のほか、町長が必要と認めた場合は、適当な措置を講じさせることができる。

（給水管の口径）

第9条 給水管の口径は、その用途別、使用水量、同時使用率等を考慮して、町長が定める。

2 給水管の口径に対する宅地内水栓数の基準個数は、給水圧力0.15メガパスカルを確保するため原則として次のとおり定める。

(1) 13ミリメートル 7個

(2) 20ミリメートル 15個

(3) 25ミリメートル 25個

(4) 40ミリメートル以上においては、現況調査の上、別に協議して町長が定める。

3 前項に定められた水栓数を超える場合は、増径の申請をするものとし、第3条に規定する申込みの手続を経て既設公道部分の給水管布設替工事を行うものとする。ただし、給水装置に支障がないと認められるものについては、この限りでない。

(給水管の埋設)

第10条 給水管は、道路部分については、75センチメートル以上、宅地内については、60センチメートル（メーター以降の部分については、30センチメートル）以上の深さに埋設しなければならない。

(受水槽の設置)

第11条 3階以上の建物及び一時に多量の水を使用する所その他町長が必要と認める場合においては、受水槽を設けなければならない。

2 受水槽以下の給水装置について、町長は設計図の提出を求めることができる。

(工事費の算出方法)

第12条 条例第10条第3項の規定による工事費の算出方法は、別表により算出するものとし、当該算出した合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

2 町長は、必要があると認めた場合は、別表の基準によらないで工事費を算出することができる。

(給水装置変更等の工事)

第13条 条例第12条の規定によるその他特別の理由とは、次の各号に定める工事をいう。

(1) 土地区画整理事業

(2) 道路、水路等の拡幅及び改良工事

(3) 下水道事業

(4) 電気、電話、ガス等の公共公益工事

(5) その他町長が認めた工事

(給水の申込み)

第14条 条例第14条の規定により水道を使用する者は、給水契約申込書（開始届）（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(給水装置所有者の代理人)

第15条 条例第15条の規定による代理人を置くときは、代理人選任届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(管理人の選定)

第16条 条例第16条の規定による管理人を置くときは、管理人選定届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(メーターの設置、位置等)

第17条 条例第17条第2項の規定によりメーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 建築物の外であって、当該建築物の敷地内
- (2) 配水管又は他の給水管から分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替え作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

2 給水装置にメーターを設置する基準は、1敷地内に1個とする。ただし、町長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(メーターの保管)

第18条 水道使用者等は、メーターの点検又は修繕に支障を及ぼすような工作物を設置し、又は物件を置いてはならない。

2 水道使用者等は、メーター及び附属器具を亡失し、又は破損したときは、直ちに給水装置の所在、用途及び所有者又は使用者の住所、氏名、亡失又は破損の理由その他必要事項を記載した文書を町長に提出しなければならない。

(メーターの弁償額)

第19条 条例第18条第3項の規定による損害額は、当該メーターの帳簿原価から使用年数に対応する減価償却累計額を控除した額の範囲内とする。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 条例第19条第1項及び第2項の規定による届出の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 水道の使用を中止又は廃止するとき 水道使用中止（廃止）届（様式第7号）

- (2) 水道の用途を変更するとき 水道用途変更届 (様式第8号)
 - (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき 消火栓使用願 (様式第9号)
 - (4) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき 水道使用者等変更届 (様式第10号)
 - (5) 給水装置所有者に変更があったとき 所有者変更届 (様式第11号)
 - (6) 消防用として消火栓を使用したとき 消火栓使用届 (様式第12号)
 - (7) 代理人又は管理人に変更があったとき 代理人・管理人変更届 (様式第13号)
- (給水装置及び水質検査)

第21条 条例第22条第1項の規定による給水装置及び水質の検査を請求するときは、次の各号に定める書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 給水装置検査請求書 (様式第14号)
- (2) 水質検査請求書 (様式第15号)

2 検査の結果は、次の各号に定める書類により請求者に通知する。

- (1) 給水装置検査結果通知書 (様式第16号)
- (2) 水質検査結果通知書 (様式第17号)

3 条例第22条第2項の規定による特別な費用は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 給水装置について、特に原材料の使用を必要とするとき。
- (2) 水質について、飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。
- (3) 通常の検査以外で特別な費用を必要とするとき。

(使用水量及び用途の認定)

第22条 条例第26条の規定による使用水量及び用途の認定は、前4月間の使用水量及び類似用途における使用水量その他事実を勘案して行う。

(臨時使用の場合の概算料金)

第23条 条例第28条の規定による概算料金は、口径に応じた1月当たりの基本料金に臨時使用が終了するまでの月数を乗じて得た額とする。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第24条 条例第31条の規定による料金、手数料及びその他の費用の減額又は免除を受けようとする者は、水道料金等減免申請書 (様式第18号) を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は速やかに調査の上、減免の処分を決定し、その結果を当該申請書に対し通知しなければならない。

(証明)

第25条 水道使用証明等の証明を必要とする者は、水道使用証明申請書（様式第19号）により申請するものとする。

（給水の停止）

第26条 条例第34条第1号の規定による給水停止は、あらかじめ納付すべき金額を期限を定めて督促しても、なお、指定期限内に納入しないときとする。

2 条例第34条各号の規定により給水を停止するときは、給水停止予告通知書（様式第20号）により、あらかじめ使用者に通知するものとする。

3 使用者の申出により、特別な事情があると町長が認めたときは、給水の停止を猶予することができる。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第27条 条例第37条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

（1）水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。

（2）前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の自主的な検査を行うこと。

（その他）

第28条 この規程の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行規則）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、改正前の鳩山町水道事業給水条例施行規程の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第12条関係）

1 材料費	材料購入原価、貯蔵格納費の合計額
2 労務費	布設工事、接合工費、取付工費の合計額
3 土工事費	舗装等切断及び処分費、掘削及び埋戻工費、舗装等復旧費、

	砂利敷等の合計額
4 諸経費	準備費、運搬費、安全費、現場管理費、一般管理費の合計額
5 事務費	諸経費の100分の30以内

様式第1号 (第3条関係)

鳩山町上下水道事業 鳩山町長 宛て **給水装置** 新設
改造 修繕
撤去 **工事申込書** 様式第1号(第3条関係)

給水装置場所	鳩山町				納付金				専用栓		課長				
ふりがな					種別	件数	単価	金額	第 号						
申込者住所					検査手数料				用途						
ふりがな									名称		課長補佐				
申込者氏名	印				加入金				申込受付番号		年月日				
土地、家屋所有者	印								占用受付番号		年月日				
上記給水装置工事に関し、鳩山町水道事業給水条例第8条第2項及び同条例施行規程第3条に基づき申し込みします。 給水装置工事事業者 住所又は所在地 氏名又は名称 主任技術者 印 本申込に伴う一切の業務を 上記工事業者に委任します。					計		道路占用許可		年月日		第 号	主幹			
					着手		年月日		竣工		年月日				主任
					占用	有・無	道路種別	公道・私道	道路状況	舗装・砂利					
使用材料表(取付口～メーター)					使用材料表(給水器具)					《案内図》		担当			
品名	形状・寸法	数量	メーカー名	使用場所	器具名	口径	数量	備考			N 4 十				
					上記給水装置の工事完成後、公道部分に布設した管は、鳩山町に寄付します。 年月日 住所 氏名					登録 受付 検査 印					

様式第3号（第7条関係）
様式第3号（第7条関係）

給水装置の構造・材質及び工事指示書

年 月 日

様

鳩山町上下水道事業
鳩山町長

鳩山町水道事業給水条例第9条及び同条例施行規程第7条の規定により、給水装置工事について、次のとおり指示します。

新設等承認番号	第 号 年 月 日
給水装置工事名	給水装置の新設・改造・修繕・撤去工事
給水装置工事場所	
指示事項	

※ 鳩山町給水装置工事事業者に申し込む際、この指示書を必ず渡してください。

給水契約申込書（開始届）

年 月 日

鳩山町上下水道事業
 鳩山町長 宛て

請求先（有・無）

使用者 住 所
 ふりがな

氏 名
 電 話

所用者 住 所
所有者は使用者に同じ ふりがな

氏 名
 電 話

下記のとおり水道の使用を開始したいので、鳩山町水道事業給水条例第14条及び同条例施行規程第14条の規定により、申し込みます。

なお、水道メーターの検針・検査等で敷地内へ立ち入ることに同意します。

1 使用開始日	年 月 日（時間： 時 分）
2 水栓所在地	鳩山町
3 使用用途	①家庭用 ②営業用 ③臨時用 ④その他（ ）

処理欄（上下水道課記入）			
量水器口径	mm	量水器番号	
使用者番号		検定年月	年 月
今回指針		前回指針	
備考			

様式第5号(第15条関係)
 様式第5号(第15条関係)

代 理 人 選 任 届

年 月 日

鳩山町上下水道事業
 鳩 山 町 長 宛て

給水装置所有者 住 所.....
 ふりがな.....
 氏 名.....
 電 話.....(.....)

下記の給水装置について、鳩山町水道事業給水条例（以下「条例」という。）第15条及び同条例施行規程第15条の規定により代理人を定め、条例に定める事項を処理させますのでお届けいたします。

給水装置の所在地	鳩山町
承認年月日	年 月 日
代理人選任年月日	年 月 日

代理人 住 所 鳩山町.....
 ふりがな.....
 氏 名.....
 電 話.....(.....)

上下水道課記入欄						
使用者番号				台帳	受付年月日	年 月 日
量水器番号		口 径	mm	処	処理年月日	年 月 日
処 理				理	備 考	
				欄		

様式第6号(第16条関係)
 様式第6号(第16条関係)

管 理 人 選 定 届

年 月 日

鳩山町上下水道事業
 鳩山町長宛て

給水装置の共有者
 又は共用者

住 所.....
 ふりがな.....
 氏 名.....
 電 話.....(.....)

下記の共有又は共用する給水装置について、鳩山町水道事業給水条例第16条及び同条例施行規程第16条の規定により管理人を定め、水道の使用に関する事項を処理させますのでお届けいたします。

給水装置の所在地	鳩山町
承認年月日	年 月 日
管理人選定年月日	年 月 日
給水装置の共有又は共用者 氏名	
住所	
給水装置の共有又は共用者 氏名	
住所	

管理人

住 所.....
 ふりがな.....
 氏 名.....
 電 話.....(.....)

上下水道課記入欄						
使用者番号				台	受付年月日	年 月 日
量水器番号		口 径	mm	帳	処理年月日	年 月 日
処 理				処 理 欄	備 考	

水道使用中止（廃止）届

年 月 日

鳩山町上下水道事業
 鳩山町長 宛て

使用者 住 所
 ふりがな

氏 名
 電 話

所 用 者 住 所
所有者は使用者に同じ ふりがな

(代理人・管理人) 氏 名
 電 話

下記のとおり水道の使用を（中止・廃止）したいので、鳩山町水道事業給水条例第19条第1項第1号の規定により、届け出ます。

1 使用中止（廃止）日	年 月 日 （時間： 時 分）
2 水栓所在地	鳩山町
3 転出先	

処 理 欄 （ 上 下 水 道 課 記 入 ）			
量水器口径	mm	量水器番号	
使用者番号		検 定 年 月	年 月
今回指針		前 回 指 針	
使用水量	m ³	使用料請求方法	納入通知書・口座引落
上水料金(定例分)	円	下水使用料(定例分)	円
上水料金(精算分)	円	下水使用料(精算分)	円
中止手数料	円	合 計	円
備 考			

様式第8号(第20条関係)
 様式第8号(第20条関係)

水道用途変更届

年 月 日

鳩山町上下水道事業
 鳩山町長 宛て

住 所
 給水装置所有者 ふりがな
 氏 名
 電 話 ()

水道の用途を変更したいので、鳩山町水道事業給水条例第19条第1項第2号の規定により、お届けいたします。

用途変更年月日	年 月 日
給水装置の所在地	鳩山町
給水装置の使用者 住所 氏名	電話 ()
給水装置の所有者 住所 氏名	電話 ()
給水装置の代理人 住所 氏名	電話 ()
給水装置の管理人 住所 氏名	電話 ()
旧 用 途	専用給水装置 1 一般用 2 臨時用 共用給水装置
新 用 途	専用給水装置 1 一般用 2 臨時用 共用給水装置
備 考	

上下水道課記入欄					
使用料徴収	① 納入通知書 ② 口座振替				
使用水量	変更指針	- 前回指針	=	m ³	
備 考					
使用者番号			台帳処 理欄	受付年月日	年 月 日
量水器番号	口 径	mm		変更年月日	年 月 日
水道料金	円			調定簿	年 月 日
下水使用料	円			月割計算	ヶ月
計	円			電算入力	年 月 日

様式第9号(第20条関係)
 様式第9号(第20条関係)

消 火 栓 使 用 願

年 月 日

鳩山町上下水道事業
 鳩 山 町 長 宛て

消火栓使用者 住...所.....
 ふりがな.....

氏 名.....
 電...話.....(.....)

消火栓を使用したいので、鳩山町水道事業給水条例第19条第1項第3号の規定により、お届けいたします。

使用年月日・時間	年 月 日 時 分から 時 分迄(分間)		
使用場所	鳩山町	番地	宅付近
使用目的	番 号		
使用水量	m ³	消火栓番号	
使用責任者 住所 氏名	電話 ()		
私設消火栓所有者 住所 氏名	電話 ()		
備 考			

上下水道課記入欄				
立会職員名			参集人数	人
使用水量	m ³	使用時間	時 分から 時 分迄	分間
備 考				

水道使用者等変更届

年 月 日

鳩山町上下水道事業
 鳩山町長 宛て

旧使用者

住 所
 ふりがな
 氏 名
 電 話

旧所有者 所有者は使用者に同じ

住 所
 ふりがな
 氏 名
 電 話

新使用者 請求書 (有・無)

住 所
 ふりがな
 氏 名
 電 話

新所有者 所有者は使用者に同じ

住 所
 ふりがな
 氏 名
 電 話

下記のとおり水道の使用者等を変更したいので鳩山町水道事業給水条例第19条第2項第1号の規定により、届け出ます。なお、水道に関する権利義務は一切新使用者(所有者)が承継します。

1 変更年月日	年 月 日
2 水栓所在地	鳩山町
3 転出先(旧使用者)	

処 理 欄 (上 下 水 道 課 記 入)			
量水器口径	mm	量水器番号	
使用者番号		検 定 年 月	年 月
今 回 指 針		前 回 指 針	
使 用 水 量	m ³	使用料請求方法	納入通知書・口座引落
上水料金(定例分)	円	下水使用料(定例分)	円
上水料金(精算分)	円	下水使用料(精算分)	円
中 止 手 数 料	円	合 計	円
備 考			

様式第11号 (第20条関係)
 様式第11号(第20条関係)

所 有 者 変 更 届

年 月 日

鳩山町上下水道事業 宛て
 鳩 山 町 長

水道使用者等 住 所.....
 ふりがな.....

氏 名.....
 電 話..... ().....

給水装置の所有者を変更したので、鳩山町水道事業給水条例第19条第2項第2号の規定によりお届けいたします。なお、権利義務は一切新所有者に承継いたします。

変 更 年 月 日	年 月 日
給水装置の所在地	鳩山町
新所有者 住所 氏名	電話 ()
旧所有者 住所 氏名	電話 ()
給水装置の代理人 住所 氏名	電話 ()
給水装置の使用者 住所 氏名	電話 ()
給水装置の管理人 住所 氏名	電話 ()
備 考	

上下水道課記入欄			
使用者番号			台帳処理欄
量水器番号	口 径	mm	受付年月日 年 月 日
検査期限	年 月		変更年月日 年 月 日
			備 考

様式第12号 (第20条関係)
 様式第12号 (第20条関係)

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

鳩山町上下水道事業
 鳩 山 町 長 宛て

住 所.....
 水道使用者等 ふりがな.....

氏 名.....
 電 話..... ().....

消火栓を使用したので、鳩山町水道事業給水条例第19条第2項第3号の規定により、お届けいたします。

使用年月日・時間	年 月 日 時 分から 時 分迄(分間)		
使用場所	鳩山町 番地		宅付近
	番 号		
使用目的			
使用水量	m ³	消火栓番号	
使用責任者 住所 氏名	電話 ()		
私設消火栓所有者 住所 氏名	電話 ()		
備 考			

上下水道課記入欄				
立会職員名			参集人数	人
使用水量	m ³	使用時間	時 分から	時 分迄 分間
備 考				

様式第13号 (第20条関係)
 様式第 13 号(第 20 条関係)

代理人・管理人 変更届

年 月 日

鳩山町上下水道事業
 鳩 山 町 長 宛て

給水装置所有者
又は使用者

住 所.....
 ふりがな.....
 氏 名.....
 電 話..... ().....

先に定めた管理人・代理人を変更したので、鳩山町水道事業給水条例第 19 条第 2 項第 4 号の規定により、お届けいたします。

変 更 年 月 日	年 月 日
給 水 装 置 の 所 在 地	鳩山町
住所 新代理人・管理人 氏名	鳩山町 電話 ()
住所(転出先) 旧代理人・管理人 氏名	電話 ()
備 考	年 月 日代理人・管理人を廃止いたしました。

上下水道課記入欄				
使用者番号		台 帳 処 理 欄	受付年月日	年 月 日
量水器番号			変更年月日	年 月 日
口 径	mm		備 考	
検 定 期 限	年 月 日			

給水装置検査請求書

年 月 日

鳩山町上下水道事業
 鳩山町長 宛て

水道使用者等 住 所
 ふりがな
 氏 名
 電 話 ()

給水装置について、鳩山町水道事業給水条例第22条第1項及び同条例施行規程第21条第1項第1号の規定により、検査を請求いたします。

給水装置の所在地	鳩山町		
給水装置の使用者	住所	電話	()
	氏名		
給水装置の所有者	住所	電話	()
	氏名		
給水装置の代理人	住所	電話	()
	氏名		
給水装置の管理人	住所	電話	()
	氏名		
検査部分	1 水圧テスト 2 量水器 3 既設給水装置 4 その他		
検査を必要とする理由			
備考			

上下水道課記入欄			
受付年月日	年 月 日	電算番号	
量水器番号	口 径	mm	検査期限 年 月 日
検査年月日	年 月 日	検査員	
検査通知書	年 月 日	検査結果	
意見欄		
		
		

様式第15号 (第21条関係)
 様式第 15 号(第 21 条関係)

水 質 検 査 請 求 書

年 月 日

鳩山町上下水道事業 宛て
 鳩 山 町 長

住 所.....
 水道使用者等 ふりがな.....

氏 名.....
 電 話.....().....

供給する水の水質について、鳩山町水道事業給水条例第 22 条第 1 項及び同条例施行規程第 21 条第 1 項第 2 号の規定により、検査を請求いたします。

給水装置の所在地	鳩山町
給水装置の使用者 住所 氏名	電話 ()
給水装置の所有者 住所 氏名	電話 ()
給水装置の代理人 住所 氏名	電話 ()
給水装置の管理人 住所 氏名	電話 ()
検査を必要とする理由	
備 考	

上下水道課記入欄					
受付年月日	年 月 日	電算番号			
量水器番号		口 径	mm	検査期限	年 月 日
検査年月日	年 月 日			検査員	
検査通知書	年 月 日			検査結果	
意見欄				

第 号
年 月 日

給水装置検査結果通知書

様

鳩山町上下水道事業
鳩山町長

年 月 日付けで請求のあった給水装置の検査について、鳩山町水道事業給水
条例第22条第1項及び同条例施行規程第21条第2項第1号の規定に基づき通知します。

記

1 検査結果	
2 検査内容	
3 意見等	

第 号
年 月 日

水質検査結果通知書

様

鳩山町上下水道事業
鳩山町長

年 月 日付で依頼のあった水質検査について、鳩山町水道事業給水条例第21条第2項第2号及び同条例施行規程第21条第2項第2号の規定に基づき通知します。

記

1 給水装置所在地				
2 給水装置所有者				
3 給水装置	メーターの種類			
	口径別	φ mm	用途別	
	メーター番号	No.	検満	年 月

検査機関	
検査項目	
検査結果	(詳細は別添のとおり)
備考	

水道料金等減免申請書

年 月 日

鳩山町上下水道事業
 鳩 山 町 長 宛て

水道使用者等

住 所
 ふりがな
 氏 名
 電 話

水道料金等の減免を受けたいので、鳩山町水道事業給水条例第31条、同条例施行規程第24条第1項及び鳩山町水道料金の減免に関する取扱要綱第6条の規定により、申請いたします。

給水装置の所在地	鳩山町
減免を受けたい費用	1水道料金(年 ~ 月分) 2手数料 3水道加入金 4工事費
減免を受けたい理由	
給水装置の使用者	住 所 氏 名 電 話
給水装置の所有者	住 所 氏 名 電 話
添 付 書 類	指定工事店の修理報告書、水道料金領収書(上下水道課にて納入が確認できない場合)
備 考	

上下水道課記入欄									
漏水修理	1 修理済 2 修理依頼中(月頃) 3 未修理 4 その他								
使用期間	年 月 ~ 年 月								
使用水量	今回指針 - 前回指針 = m ³								
減免水量									
過去の減免	1 無 2 有(年 月) 減免を受けた費用 1水道料金 2工事費 3加入金								
過去の可否	1 可 2 不可 理由								
使用者番号	台 帳 処 理 欄								
量水器番号		口径 mm							
検定期限		年 月							
前回指針		(月 日)							
今回指針		(月 日)							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">受付年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>処理年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>調定欄</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> </table>		受付年月日	年 月 日	処理年月日	年 月 日	調定欄	年 月 日	備考	
受付年月日	年 月 日								
処理年月日	年 月 日								
調定欄	年 月 日								
備考									

水道使用証明申請書

年 月 日

鳩山町上下水道事業

鳩山町長

宛て

申請者

住所.....

氏名.....

鳩山町水道事業給水条例施行規程第25条の規定により、水道使用証明を申請します。

証明書の使用目的	
水栓所在地	鳩山町
水道使用者	
備考	

第 号
年 月 日

様

鳩山町上下水道事業
鳩山町長

給水停止予告通知書

あなたの使用した水道料金については、督促状、催告書等で再三納付されるようお願いし、また相当日数お待ちいただきましたが本日まで納付がございませんでした。

課としては、納付の秩序を維持し、他の水道利用者との公平をきするため、鳩山町水道事業給水条例第34条の規定により、給水を停止いたしますので、同条例施行規程第26条第2号の規定により通知します。なお、その関係条文は次のとおりです。

第34条 町長は次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第10条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金又は第30条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて、第25条の使用水量の計量又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

給水を停止する日	年 月 日 () (※業務開始時間より、順次給水停止を実施していきます。)
給水を停止する理由	

※注意事項

1. 第1号に該当する場合、 課において給水を停止する日までに料金等の入金を確認できれば、給水停止はいたしません。
既に送付した納入通知書で役場出納室・役場東出張所にて、至急お支払いをお願いいたします。
また、直前に金融機関で振り込まれた場合、確認に時間がかかりますので、 課まで連絡をお願いいたします。
2. 本状到着までに、既に料金等をお支払済みの場合は、行き違いですのであしからずご容赦ください。
この場合、本状は無効ですので、ご了承の上破棄してください。
3. 真に生活に困窮されている方など、特別な事情がある場合は、至急申し出てください。
4. ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

連絡先：鳩山町 課 担当
住 所：
電 話：